

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会車いす短期貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が市民の福祉の向上を図るため、緊急一時的に短期間、車いすを必要とする者に対し、これを貸出すことについて、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 車いすの貸出しの対象者は、市内に住所を有する者であつて、病気やけが等により、歩行が困難な者とする。ただし、既に車いすを所持している者を除くものとする。

(貸出期間)

第3条 車いすの貸出期間は、1年の内で3ヶ月以内とする。

2 前項にある1年の開始日は、初回貸出日とする。

3 貸出期間は1ヶ月単位とする。

(貸出手続)

第4条 車いすの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本会会長に車いす借用申請書（様式第1号）及び身分証明書の写しを提出しなければならない。

2 本会会長は、前項の規定による申請があった場合は、貸出しの可否を決定し、申請者に車いす貸出許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料等)

第5条 車いすの貸出しに係る使用料は、無料とする。ただし、車いすの貸出しを受けている間の当該車いすの修繕等の維持管理に要する経費は、車いすの貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）が負担する。

2 借受人は、故意又は過失により車いすを紛失又は破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(借受人の遵守事項)

第6条 借受人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 適正な管理のもとに注意をもって車いすを使用すること。

(2) 車いすを紛失又は破損した場合は、直ちにその状況を本会会長に報告し、その指示に従うこと。

(3) 車いすを譲渡し、転貸する等貸出しの目的以外に使用しないこと。

(4) 車いすを必要としなくなったとき、又は貸出しの対象者でなくなったときは、速やかに返却すること

(貸出中の事故)

第7条 貸出した車いすの使用中の起きた事故については、借受人の責任において処理しなければならない。

(返却命令)

第8条 本会会長は、次の各号に該当する場合には、借受人に対し車いすの返却を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により、車いすの貸出しを受けたとき。

(2) 故意又は過失により車いすを破損したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に貸出された車いすの貸与の期間は、従前の例による。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に貸出された車いすの取扱いについては、従前の例による。